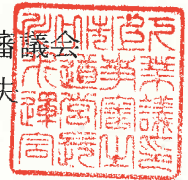




令和7年 7月23日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市上下水道事業運営審議会
会 長 石井 晴夫



水道料金・下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年7月22日付け、川水総発第8号で諮問のありました件について、
当審議会は、慎重なる審議を重ねた結果、別添「水道料金・下水道使用料のあり方について」の答申書をもって、答申いたします。

答 申 書

水道料金・下水道使用料のあり方について

川口市上下水道事業運営審議会

1 はじめに

水道は、市民生活や産業活動に欠かせない重要なライフラインの一つであり、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給することは、水道事業者の責務である。

本市水道事業は、昭和27年の通水開始以来、市勢の発展に合わせて拡大してきた。戦後の復興や高度経済成長を始めとする人口の増大、産業の発展に伴う水需要の拡大に応えるため事業の拡張を進めた結果、現在の給水人口は60万人を突破し、普及率は99.9%を超えている。

水道料金については、平成12年4月に改定して以降、経費削減などの企業努力により20年以上据え置いていたが、事業拡張のピークである昭和50年代に設置され法定耐用年数を超えた施設が増加し、更新費用が経営を圧迫していた。こうした財務状況の改善と更新費用の確保を図るため、令和3年1月に約21年ぶりとなる改定率25.01%の水道料金改定を実施したところである。

下水道は、市民が健康で快適な市民生活を送るため、また、雨水対策や水質保全など災害に強く、環境に配慮した街づくりを実現するうえで、大変重要な都市基盤である。

本市下水道事業は、全国に先駆けて昭和15年に着手し、生活環境の改善、河川などの水質保全、豪雨による浸水の軽減を図ることを目的として、積極的に整備を進め、令和7年3月末時点の下水道処理人口普及率は89.14%となった。

下水道事業では、浸水対策などの雨水処理に係る費用は公費で、汚水処理に係る費用は公費負担の対象である費用を除き、受益者である使用者からの下水道使用料で賄うこととなっている。平成12年4月に改定して以来、長引く経済不況や消費税導入などの社会的な状況を勘案し、市民負担の軽減を図るべく15年あまり改定を見送り、汚水に係る費用の不足する財源を補填するものとして、公費である基準外の一般会計繰入金を充ててきたが、受益者負担の原則に立ち返り、公営企業として健全かつ持続可能な運営をするため、平成28年7月と平成30年7月に2段階にわたる下水道使用料改定を実施した。

しかしながら、上下水道事業においては、その後の原材料費や燃料費の急激な高騰、労務単価の上昇によって、老朽化していく上下水道施設の維持や更新に必要な費用がこれまでにない幅で年々増大を続けており、それを大きな要因として上下水道事業の経営は非常に厳しい状況となっている。同時に、多発する自然災害や事故を受け、それらの被害を最小限に食い止めるための強靱な上下水道施設の構築が強く要請されてきており、そのための費用を確保し事業を

着実に進めて行くことが喫緊の課題となっている。

他方、節水機器の普及や生活様式の変化等により水需要は減少し、水道事業では、給水人口が増加している現在においても有収水量はほぼ横ばい傾向で、今後は給水収益が減少することも見込まれている。下水道事業では、下水道（汚水処理）整備や水洗化促進活動等により水洗化人口が増加傾向にあるものの、水需要は横ばいから減少傾向に転じており、下水道使用料収入の増加幅は非常に少ない見込みである。

上下水道事業を取り巻くこのような環境変化については、今後も継続することが予測され、資材価格や人件費等の高騰の傾向も含め、上下水道事業における収益的収支に与える影響にさらに厳しさが増している。さらに、資本的収支についても、今後、老朽化した上下水道施設の更新等に係る多額の財源確保が求められる中、適切な維持管理により健全な施設を維持しつつ、世代間負担の公平性を保つ必要がある。

以上のことから、本審議会は、将来にわたり健全な上下水道事業経営及び安全で強靱な上下水道施設を維持していくため、また、水道事業においては、令和5年7月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長発出の、水道施設の計画的な更新・耐震化や資産維持費を含む適正な水道料金の設定を実施するよう、各水道事業体等に向けた技術的な助言も踏まえ、諮問事項である水道料金・下水道使用料のあり方について次のような結論を得たので、答申する。

2 上下水道事業の独立採算制

上下水道事業は、地方自治体が経営する地方公営企業として運営されている。地方公営企業には経営の基本原則として、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営することが求められている。そして、その経営に要する経費は、水道事業では水道料金、下水道事業では浸水対策などの雨水処理に係る費用は公費で、汚水処理に係る費用は公費負担の対象である費用を除き、受益者である使用者からの下水道使用料を主とした経営に伴う収入をもって充てる「独立採算制」が原則とされている。

その独立採算制を原則とする上下水道事業を持続し、上下水道施設等の計画的な更新を進めることにより、施設や管路・管きよの健全性を保つためには、経費節減を継続することはもとより、給水収益並びに下水道使用料収入の確保に向けた、より適正な水道料金・下水道使用料への見直しが必要であると認められる。

このようなことから、独立採算制の原則に照らしてとるべき方策として、本市における水需要の実態を踏まえつつ水道料金・下水道使用料の改定を行い、

収入の確保を図ることは喫緊の課題であると判断したものである。

3 水道料金の改定について

(1) 水道料金改定の理由

本市においては、配水量の9割近くを占める埼玉県営水道の料金が値上げされることも決定したことから、これらを反映させ、令和7年度より運用を開始した「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～第3期改訂版」によると、現行料金を維持したままでは、令和10年度以降、収益的収支において当年度純損失の発生が見込まれている。

加えて、更新や耐震化を行うための建設改良事業の増大により水道施設の整備費用である資本的支出は高止まりの状態が続き、令和8年度には、現金及び資本的収支の不足額を補填する財源が不足する見込みとなっている。こうしたことから、老朽化した施設の更新や耐震化に必要な費用を捻出することができない状況となり、健全な運営を維持することが極めて困難となるものである。

以上を勘案すると、給水収益の確保に加え、施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額である「資産維持費」の計上を含めた適正な水道料金の設定を実現し、将来にわたって強靱で持続可能な水道事業を維持していくため、事業計画に基づく老朽施設に係る更新、耐震化等の事業を着実に推進する必要があることから、水道料金の速やかな改定が不可欠であると判断された。

(2) 水道料金改定の算定方法

地方公営企業法第21条第2項において、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と規定されている。

水道料金については、原価主義の原則に基づき、更新財源や災害対策等に要する経費を適切に確保するとともに、負担の公平性が図られた料金体系を整備する必要がある。

将来にわたって持続的に事業運営が可能な料金水準を算定するため、施設更新等に必要な財源として資産維持費を原価に含め、健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保し、事業運営に必要な経費に見合った料金水準を定める「総括原価方式」を採用することが適切であると判断した。

(3) 水道料金改定の水準

総括原価方式による算定にあたっては、地方公営企業の経営原則である「独立採算制」を達成するため、提供するサービスの対価である料金収入による収益の確保を前提とし、その上で、国の技術的な助言において述べられている、資産維持費の計上についての審議が行われたところである。

資産維持費の計上については、水道料金の算定基礎に当たって、将来的に維持すべきと判断される償却資産である浄水場や配水管等の対象資産に対し、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが求められているものである。

このことから、資産維持費として、公益社団法人日本水道協会策定の水道料金算定要領における標準値である「対象資産に対して3%」を計上することとして算定を行い、かつ、総括原価において算定期間内のいずれの年度においても不足が発生しないように算定した結果、現行の水道料金水準が維持された場合と比較して、26.74%の料金改定が必要であると判断された。

なお、公衆浴場用の水道料金については、その目的が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であることから、改定率26.74%の適用除外とすることが妥当と判断した。

(4) 水道料金改定の算定期間

水道料金については、水道法施行規則において、3年から5年ごとの見直しが規定されていることから、適切な時期に定期的な見直しを行うことを前提に、改定日を含む令和8年度から令和11年度までの4年間とすることが適切であると判断した。

(5) 料金体系及び改定後の水道料金について

料金体系を検討するにあたっては、負担の公平性を図ることを前提として、人口減少などの経営環境の変化や時代背景、激変緩和などについて配慮する必要がある。これからの時代に相応しい料金体系とするためには、基本料金、従量料金、基本水量、逓増度などを総合的に検討する必要がある。これらの点を踏まえ、適正な料金水準と公平な料金体系となるよう検討した結果、改定後の水道料金は別表のとおりとする。

口径 (ミリメートル)	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	料金	基本水量	使用水量	料金
13	1,331 円		10 立方メートルまでの分	11 円

			10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	222 円 20 銭
20	2, 211 円		20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	358 円 60 銭
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	420 円 20 銭
25	2, 882 円		100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	477 円 40 銭
			200 立方メートルを超える分	532 円 40 銭
30	4, 037 円		100 立方メートルまでの分	420 円 20 銭
40	6, 490 円		100 立方メートルを超え	477 円 40 銭
50	16, 863 円		200 立方メートルまでの分	
75	31, 614 円		200 立方メートルを超え	534 円 60 銭
100	56, 210 円		500 立方メートルまでの分	
150	140, 525 円		500 立方メートルを超え 1, 000 立方メートルまでの分	545 円 60 銭
200	275, 781 円		1, 000 立方メートルを超える分	

公衆浴場用

基本料金		従量料金（1 立方メートルにつき）	
料金	基本水量	使用水量	料金
8, 668 円	100 立方メートル まで	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	140 円 80 銭
		200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	157 円 30 銭
		500 立方メートルを超える分	171 円 60 銭

表 1 改定後の水道料金体系（1 か月につき）（税込み）

4 下水道使用料改定について

（1）下水道使用料改定の理由

汚水処理に係る費用は公費負担の対象である費用を除き、受益者である使用者からの下水道使用料で賄うこととなっているにもかかわらず、川口市では、経費回収率が恒常的に 100%を下回り、汚水に係る費用が下水道使用

料収入以外で賄われることにより、下水道事業の維持がどうにか図られてきた。つまり、健全な事業運営が十分に確保されているとは言い難い状態にあったのである。

現行の下水道使用料水準が維持された場合について、今後における下水道使用料収入の試算を行ったところ、下水道を使用する人口は増加傾向となる見込みであるが、1人あたりの水需要は減少傾向にあり、結果、下水道使用料収入の増加幅は非常に少ない見込みである。一方で、動力費、委託料、埼玉県流域下水道負担金等の上昇による汚水処理に係る費用の増加により、経費回収率は低下することが予測される。

このような収益的収支の状況に加え、資本的収支における老朽化した下水道施設の更新等に係る多額の費用を勘案した場合、令和8年度以降は令和7年度までを遥かに上回る規模の他会計からの繰入金が必要なほど、財源が不足する見込みとなっている。

こうしたことから、良好な下水道サービスを持続的に提供していくため、川口市公共下水道事業経営戦略に基づく老朽化施設に係る更新、耐震化等の事業を着実に推進する必要があることから、下水道使用料の速やかな改定が不可欠であると判断された。

(2) 下水道使用料改定の算定方法

公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的な考え方(2016年度版)」において、下水道使用料の算定方法、使用料体系等の改定に係る作業フローが規定されている。

下水道使用料については、施設の整備・管理計画、排水需要の予測に基づき財政計画を策定し、管理運営に必要な維持管理費、資本費などの対象経費を適切に確保するとともに、収支に過不足が生じないよう使用料体系を整備する必要がある。

将来にわたって持続的に事業運営が可能な使用料水準を算定するため、維持管理費および資本費を原価に含め、事業運営に必要な経費に見合った使用料水準を定める「総括原価方式」を採用することが適切であると判断した。

(3) 下水道使用料改定の水準

当審議会では、現行の下水道使用料水準が維持された場合、経費回収率の低下及び多額の繰入金が必要になることが予測されることから、地方公営企業の経営原則である「独立採算制」を達成するため、提供するサービスの対価である使用料収入により、下水道事業を維持するため適正な下水道使用料収入の確保について審議が行われたところである。

下水道使用料改定の水準については、経費回収率の向上に努めるとともに、国が定める基準に基づかない他会計からの繰入金に依存することなく、下水道事業を推進することとして算定を行った結果、現行の下水道使用料水準が維持された場合と比較して、27.16%の使用料改定が必要であると判断された。

なお、公衆浴場用の下水道使用料については、水道料金と同様の理由により、改定率27.16%の適用除外とすることが妥当と判断した。

(4) 下水道使用料改定の算定期間

公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的な考え方（2016年度版）」において、「下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなるため、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である」とされていることから、算定期間は令和8年度から令和11年度の4年間とするものと判断された。

(5) 使用料体系及び改定後の下水道使用料について

(1)～(4)の点を踏まえ、適正な使用料水準と公平な使用料体系となるよう検討した結果、改定後の下水道使用料は別表のとおりとする。

種別	使用料（1月につき）			
	基本料金		超過料金	
	排除量	金額	排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水		1,152円80銭	10立方メートルまでの分	11円
			10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	132円
			20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	158円40銭
			50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	184円80銭
			100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	209円
			200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	235円40銭

			500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	261 円 80 銭
			1,000 立方メートルを超え 2,500 立方メートルまでの分	290 円 40 銭
			2,500 立方メートルを超える分	319 円
公衆浴場 汚水	1 立方メートルにつき			31 円 90 銭

表 2 改定後の下水道使用料体系（1 か月につき）（税込み）

5 料金・使用料体系の設定

（1）基本料金と従量料金

上下水道事業は装置産業であり、費用の大部分は有収水量の多寡にかかわらず必要であるため、事業経営の安定性や負担の公平性を図る観点から、「基本料金」と「従量料金」からなる二部料金制を今後も継続していくことが適切であると判断した。

（2）基本水量制

現在、口径 25mm 以下及び公衆浴場用の水道料金と、公衆浴場用を除いた下水道使用料に付与している基本水量制は、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図る観点から、基本水量までを定額とすることで、その範囲内の水の使用を促すため、全国的に導入されたものと考えられる。しかしながら、近年では基本水量内の使用量の使用者が増えたことにより、節水しても基本水量内の料金・使用料が定額であることを不公平と感じている使用者もいる。こうしたことから、受益者負担の原則に立ち、基本水量を撤廃し、使用量に応じた料金並びに使用料体系とすることが望ましい。ただし、本市においては基本水量制が長い間定着していることから、その体系の設定においては、特に現在の基本水量である 10 m³以下の使用者に、過度の負担増や水の使用の抑制をもたらすことのないような制度とする必要がある。

（3）逦増型料金・使用料体系

従量料金・使用料は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見れば、水量 1 m³あたりの単価は均一とすることが望ましいが、仮にこれを均一とすると、使用量が少ない使用者に対する従量料金単価を大幅に上げる必要がある。現在、本市では生活用水の低廉化などを考慮し、逦増型料金・

使用料体系を採用しているが、逦増制導入の背景には、生活用水の低廉化だけでなく、高度経済成長期の高まる水需要に対する抑制を図ることを目的に多くの上下水道事業者で採用されてきた経緯がある。逦増型の料金・使用料体系は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代には適応していたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招く恐れがある。このため、負担の公平性と経営の安定性の観点から大口使用者に負担が偏っている逦増度について、基本水量は撤廃のうえで、生活用水の低廉化に配慮しながら緩やかに見直しを図ることが適切であると判断した。

6 水道料金、下水道使用料の改定時期について

水道料金、下水道使用料の改定については、令和8年4月1日から適用するものとし、改定時期の理由及び周知については、以下のとおりとする。

(1) 改定時期の理由

今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮すれば、水道料金・下水道使用料の改定時期について、慎重な判断が求められるところではあるが、水道事業においては、有収水量の減少、老朽化した浄水場や配水管等の施設の更新・耐震化等に係る財源の確保等、今後における水道事業を取り巻く経営環境を勘案した場合、改定時期の先延ばしは、結果として、料金改定率の上昇に直結することとなる。従って、直ちに収益的収支の改善に努め、将来にわたる水道の安定供給に向けた事業運営の健全化を図る必要があると認められる。

そのため、令和7年度以降の財政収支状況及び令和8年4月に予定される県水購入単価の改定を踏まえた上で、市民（上下水道使用者）への十分な周知期間等を考慮し、県水と同時となる令和8年4月1日を改定日とすることが適切であると判断した。

下水道事業においては、平成28年7月と平成30年7月の2段階にわたり下水道使用料を改定し、経営の改善が図られたものの、経費回収率が恒常的に100%を下回っており、不足する財源は基準外の一般会計からの繰入金で充てていることから、提供するサービスの対価である下水道使用料収入により事業が維持できていない状態である。

令和7年度より、埼玉県流域下水道の維持管理費及び建設費負担金が引き上げられたことや、老朽化した下水道施設の更新等に係る多額の費用を勘案した場合、令和8年度以降は令和7年度までを遥かに上回る規模の繰入金が

必要なほど財源が不足する見込みとなっていることから、下水道使用料の改定についても同様に、令和 8 年 4 月 1 日を改定日とすることが適切であると判断した。

(2) 改定時期の周知

水道料金・下水道使用料の改定に当たっては、今回の改定が令和 3 年 1 月の水道料金の改定からわずか 5 年あまりとなることに留意し、積極的な情報の提供により、使用者との情報の共有を図ることとし、使用者に対する周知については、十分な期間を設け、その改定に先立ち、広報紙、ホームページ等の既存広報媒体をはじめ、検針票等の個別帳票を活用するなど、上下水道事業の現状及び今後の見通し、並びに改定の理由、水準、時期について、丁寧な説明を行うことで、使用者の理解が得られるように努めることとする。

7 付帯意見

審議の過程において、意見として次のようなものがあつたので記述する。

- ・市民生活に影響の大きい水道料金・下水道使用料の改定であることから、周知期間を十分に確保する必要がある。市民・事業者に対し、しっかり周知を図ること。
- ・水は生きていくために不可欠な財であることから、水道料金の値上げについては最低限に抑制すべきである。
- ・有収率向上のため、漏水対策の徹底を求める。また、更なる節水の啓発活動に努めること。
- ・上下水道施設の更新が必要であることは理解したが、今後も一層の経費削減に努めること。また、首都直下地震の発生も懸念されていることから、施設の耐震化や更新をさらに推進するよう求める。
- ・公平性の確保や経営の安定化のため、今後も通増度の見直しを求める。

8 結びに

今回、今後の水道料金及び下水道使用料について様々な観点から審議を重ねた結果、上下水道施設等の計画的な更新を進め、施設や管路・管きよの健全性を維持するためには、給水収益・下水道使用料収入の一定水準の確保が必要であると認められることから、最小限の改定についてやむを得ないと判断された。

その一方で、水道事業においては令和 3 年 1 月の 25.01%の改定からわずか 5 年あまりでの実施であり、この度の水道料金の 26.74%の改定に加

えて、下水道使用料についても同日に27.16%の改定を行うことから、使用者にとって大幅な負担増となることには疑問の余地がない。従って、改定の必要性やその内容を市民（上下水道使用者）に分かりやすく説明し、情報提供と理解促進に努めなければならない。同時に、事業の進捗状況や情勢の変化等を随時把握し、適切な水道料金・下水道使用料の設定や体系について適宜検証していくことが求められている。

また、今回の改定においても逡増度の見直しを図ったものの、本市では企業など大口使用者の使用量の増減が給水収益・下水道使用料収入に大きく影響する料金・使用料体系を採用している。このことを踏まえ、事業の安定経営と負担の公平性の確保を図りつつ、主に生活用水として使用する一般家庭などの小口使用者が過度の負担増とならないよう、そうした面に配慮をした水道料金・下水道使用料設定の検討が引き続き必要である。

本市上下水道局においては、これまでも続けてきた多くの経費削減や業務効率化に今後とも一層取り組まれ、経営の健全化と効率化を図りつつ、中・長期的な視野に基づいて計画的な経営に取り組み、安全・安心で強靱な事業を推進していくことが期待されているのである。

以上